

予防規程に定めなければならない事項

(危険物の規制に関する規則第60条の2)

それぞれの危険物施設の実態に即して、次の事項を定める。

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- (2) 危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- (3) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること。
- (4) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。
- (5) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- (6) 危険物施設の運転又は操作に関すること。
- (7) 危険物の取扱い作業の基準に関すること。
- (8) 補修等の方法に関すること。
- (9) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。
- (10) 製造所及び一般取扱所にあっては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること。
- (11) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあっては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること。
- (12) 移送取扱所にあっては、配管の工事現場の責任者の条件その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。
- (13) 移送取扱所にあっては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における当該配管の保安に関すること。
- (14) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。
- (15) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。
- (16) 危険物の保安に関する記録に関すること。
- (17) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。
- (18) 上記のほか、危険物の保安に関し必要な事項

以上